

区民憲章最終まとめに向けた検討の方向性調査票（名方委員）

第 3 章 区民等の権利、責務		
第 1 節 区民の権利、責務		
【方向性】	【代替案】	【基本となる考え方】の修正
<p>（ 3 1 - 1 区民の権利 ）</p> <p>分かりやすくすること。個別具体的な表現にすべきであるという指摘は、その通りだと考える。しかし結論的には、中間報告そのままが良いと思う。</p> <p>例えば、「協働・協治の社会の担い手」という表現も「地域社会の担い手」と事務局案では書き換えていたが、「協働・協治」の方がより具体的であり、なおかつ広範な意味を含むので、原案を通すことを提案する。</p> <p>（ 3 - 1 - 2 区民の責務 ）</p> <p>ここでは、区民の自主性を尊重することが重要であると考え。それゆえに、事務局案で、「責任をもちます」から「責任を持たねばなりません」としたことは区民の自主性を軽んじていると判断せざるを得ない。それゆえに、ここも原案通りでよいと判断する。</p>		

第 2 節 地域活動団体の権利、責務		
<p>3 - 2 - 1 地域活動団体の権利</p> <p>地域活動団体について、協働・協治の社会を創る主体であることを明言することがここでは重要である。それゆえに、ここも原案通りにすべきである。</p>		
第 3 節 非営利活動団体の権利、責務		
<p>3 - 3 - 1 非営利団体の権利、責務</p> <p>非営利活動団体は、協働・協治の社会を創造する主体として尊重されるとともに、協働・協治の社会の創造に参画する権利を有します。</p> <p>上記のポイントは、非営利活動団体の位置づけを新たに明確化したものであり、ぜひこのまま提示することを期待する。</p> <p>事務局案は、やさしい表現にはしたが、その結果非営利団体の権利・責務が不明確になる印象である。表現としては「協働・協治の主体である」ということははずすべきではないと考える。</p> <p>また、協働・協治が重複してでてくることも新たに協働・協治という概念を定着させるためにはやもうえないと考える。</p> <p>3 - 3 - 2 非営利活動団体の責務</p> <p>これも 3 - 3 - 1 と同様の理由から、原案通りにすることを要望する。</p>		

第 4 節 事業者の権利、責務		
<p>3 - 4 - 1 事業者の権利</p> <p>英語では「private Sector」が原語であると判断する。その中心は「Company」であることを鑑みれば、事業者という言い方よりも、企業もしくは会社としてほうがより分かりやすい。譲歩したとしても「会社等の事業者」とすることはいかがであろうか。</p> <p>また、民間企業が公的サービスに参加すべきではないとの判断も多く見られるが、むしろ反対に民間企業が生き生きと活動しない限り、Public Sector である公共部門も活動できない。この視点を啓蒙することが、会社に対する意識を変えることとして重要である。その意味でも、ここは「事業者」という言い方を「会社等の事業者」にして協働・協治を支える主体であることを明示する意味は大きいと考える。</p> <p>3 - 4 - 2 事業者の責務</p> <p>ここも 3 - 4 - 1 と同様の理由で、事業者を「会社等事業者」に変更することを提案する。また、事業者の責務をより明確化するために、企業の社会的責任やコンプライアンスについても言及することも重要であると考え。</p>	<p>事業者の権利を「会社等事業者の権利」とすることを提案する。</p> <p>「会社等事業者の責務」</p> <p>会社等事業者は、社会的責任を意識して活動を行い、コンプライアンスを遵守し、社会の中に大きな役割を占めることを理解して活動する責務を有します。</p>	